

平成 28 年度 第 2 回 美しい県土づくり推進委員会

－ 要 旨 －

■日 時：平成 28 年 9 月 21 日（水） 15:10:～18:00

■場 所：山梨県庁 防災新館 301 号

■委 員：（敬称略。50 音順。）

《出席》

| | |
|-----------------|------------|
| 山梨大学大学院教授 | 大山 勲 |
| 色彩計画家 | 加藤 幸枝 |
| 山梨大学地域未来創造センター長 | 北村 眞一（委員長） |
| 東京工業大学大学院准教授 | 真田 純子 |
| 建築家 | 西村 浩 |
| 甲州市宮光園施設長 | 三森 哲也 |

■事務局

| | |
|-----------------------|--------|
| 県土整備部技監 | 水上 文明 |
| 県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室長 | 長田 泉 |
| 同室長補佐 | 渡辺 一秀 |
| 同室長補佐 | 深澤 修一 |
| 同副主幹 | 新藤 祐一 |
| 同副主査 | 望月 照晃 |
| 同主事 | 志村 佳祐 |
| 同技師 | 中村 隆之 |
| 同技師 | 金山 雄一郎 |

■次第：

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 美しい県土づくり大賞の選考について
 - (2) 第 1 回美しい県土づくり推進委員会において各委員からいただいた意見について
 - (3) 山梨県公共事業景観形成ガイドラインについて
 - (4) 今後の予定

■議事要旨

(1) 美しい県土づくり大賞の選考について

資料1-1、資料1-2、資料1-3を事務局が説明後、協議。

委員：

活動賞をいくつか選ぶことと、奨励賞をいくつか選ぶことになる。委員の皆さんの意見を伺いたい。

委員：

2つ質問がある。活動6の成果はここにある建物についてだけなのか、建物のガイドラインが波及して他にもあるのか。

事務局：

今のところこの写真にある1件の他2件はガイドラインに沿った形で修景をしている。今後、富士吉田市でも御師の家の通りについてこのガイドラインに沿って修景活動をしていく予定である。

委員：

この活動は何年前からか。

事務局：

富士山が世界文化遺産に登録されてからになる。

委員：

また、活動9はいつ頃からの活動か。また活動7の会員数はどのくらいか。私も市川のまちづくりに関わっているが、この活動は酒屋さんだけに突出しており、個人で一生懸命やっているが、地域の活動として考えるには少し弱いと思う。

委員：

審査基準に、「多くの県民が参加している」とあるが何人くらいか。「継続性、発展性」とあるので何年くらいやっているのか。マップの会はかなり古くからやっている。だいぶ高齢化して新しい人が入っていかなければならないと思う。

事務局：

活動2の「御師の街並み景観デザインガイド」は今年の3月に作成された物である。

北村委員長：

この建物は前からあった建物か。また、修景は最近行われたものか。

事務局：

こちらは昨年度修景事業を行った。デザインガイドはこの修景事業と平行して今年の3月に策定されたものである。

委員：

デザインガイドの冊子を見たい。

事務局：

資料を回覧。

委員：

活動賞は何件選ぶのか。

委員：

2, 3件です。

委員：

活動期間と地域住民全体への波及を考慮し、活動1と活動8は活動賞に値すると思う。

委員：

奨励賞を推している活動3はどうか。いいと思うが。

委員：

まだ結成して日が短い。活動自体は、棚田の整理等いろいろとしているが、地域の中で活動が全体に広がらないという悩みも抱えているので、まだ活動賞は早いと思う。奨励賞を受賞することで徐々に盛り上がり今後の活動に期待したい。

委員：

デザインガイドもまだ波及していない。この1件だけでなく、修景事例が増えてくることを期待したい。御師の家の伝統とその関係があるか。この意匠、色彩などの要素が地域の伝統をどのくらい踏まえているのか。

委員：

「専門家等による調査研究に基づき」とあるが専門家はどのような方が携わっているのか。

委員：

Aという会社である。ガイドラインなので地域住民などとの合意形成は図られているのか。合意形成がないと浸透しない。街の人が誰も知らないということになってしまう。

委員：

一般財団法人で作っているガイドラインなので行政が作っている訳ではない。

委員：

富士吉田市で違う地域の修景事業の現場に行ったときにはこのガイドラインの話は出なかった。

委員：

歴史を踏まえるといっても、最初は板張りとか茅葺きだったが、江戸時代になると普通の民家、宗教的なものになり赤く屋根を塗ったのが大きいのが、この中では赤は非推奨としている。その割には洋風のを推奨している。

委員：

景観なので、1つ出来ただけでは仕方がないと思う。1つ出来て、この先に持続性があれば奨励賞でもよいが、1つ出来て終わりそうであれば奨励賞に値しない。問題は、市民レベルで花を植えたりするのであればボランティアで出来るし、つまりお金がなくても出来るが、こういった大きい物はどうやってお金を出したのか。これ1つだけを補助金によりやったのでは継続性は無い。活動1は大胆にやっている。活動7は建物を買ったのはすごいと思うが継続性はない。自費で建物を買ったのか。

委員：

自費である。

委員：

それであれば、景観として他に波及しない。活動9も一生懸命やっている。ただ、補助金についての記載があるが、それが誇らしいから記載しているのか、補助金により活動が大きく出来るようになったという意味なのか。

委員：

昨年度から補助金を貰っているが、補助金が貰えたから活動しただけかもしれない。

委員：

全てのものが頑張っていない訳ではない。奨励賞でいいとは思いますが、活動賞となるとそのあたりをしっかりと判断しなければならない。

委員：

その視点により消去法で進めるのがよい。

委員

これまでに選外はあるのか。活動賞でなければ奨励賞となるのか。

事務局：

過去の例では、大賞でなければ奨励賞が多いが、一部、選外がある年もある。活動賞では大賞ではないものは奨励賞となっている。

委員：

活動4のガードレールを塗ったのは外側だけなのか。

委員：

外側だけである。

委員：

それは交通安全上で白でなければ駄目ということなのか。

委員：

駄目というわけではない。まずは駅からの見え方を変えていこうという目的があったので、外側だけ塗った。市では時間的、費用的な点からも、外側だけで充分という判断をしている。実際に塗り終わった後に、交通安全上問題がないかと問合せがあったが、その際は安全上問題が無いよう内側は白のままと答えている。

委員：

新設で茶色では問題はないが、白かったものが急に茶色になると危ないと言う人もいる。

委員：

安全上も白も茶色も変わらない。塗装面に反射材などを付ければよい。しかし、根強く白じゃないと危なそうな気がするという苦情が来るのが事実である。

委員：

最近では景観配慮色と同色の反射テープも出ている。しかし、それは少し割高と聞いている。

委員：

この活動は毎年続けるのか。

委員：

全部塗り終わったあとはどのような活動が期待できるのか。

委員：

このような活動が山梨県内である種ブームになりつつある。ガードレールを茶色に塗り替えること自体が目的ではなく、塗ることで今まであった人工物を景観に馴染ませて、その景観が良くなっていくということを体感して、みんなで共有することが大切であると考えている。甲州市の場合は終わった後、みんなで塗った場所の景観を眺めたり写真を撮ったりしている。この活動の先駆者として人数を動員してがんばっているところである。

委員：

活動2は何か地域の人と活動を一緒にしているのか。

事務局：

定期的にレストランの中で音楽会を開いて地域の方がそれに参加している。

委員：

景観的なことでなにかしているわけではないのか。

委員：

レストランから見えているブドウ畑は借景なのか、レストランで所有しているものなのか。

委員：

このぶどう棚はかなり古い物なので自分の物ではないかもしれない。ここは穂坂か。

事務局：

穂坂である。農道から少し入ったところにレストランがある。

委員：

レストランにおしゃれなサインがあれば、広告物賞の方でもいいと思う。

事務局：

農道沿いに青い道標案内図がある。

委員：

地元産にこだわっているということなので、見えている風景を守る活動をしているという解釈も出来る。

事務局：

肉類も山梨県の豚やワイン豚、地元の野菜などを使用している。

委員：

判断が難しい。

委員：

やっていることはいいことだと思う。説明が出来ていないので、もっと工夫すればよくなる。落とさなくてもいいのではないか。

委員：

活動5は開店のときにした活動なのか。その後に何か活動をしているのか。なぜ市役

所が推薦しているのか。どのような関わりか。

事務局：

関わり等はわからない。

委員：

奨励賞でなくてもいいのでは。

委員：

植樹している木は樹種にこだわっているのか。例えばふるさとの木など。

委員：

看板には地域環境に適したと書いてある。

委員：

工場だと何パーセント木を植えなさいとか基準はあるが今回のような商業地でも基準はあるのか。

事務局：

5パーセントが基準である。

委員：

そうであれば、基準通りやっただけであり、植樹に住民が参加したことが評価できることぐらいである。

委員：

活動7は1人しか活動していない。

委員：

いまのところ1人ということか。

委員：

マップの作成等あるが。

事務局：

23年前発足して以降、イベントの開催や散策マップの作成を行っている。その中で代表的なものとして旧二葉屋酒造の改築が書かれている。

委員：

さきほどの活動5は奨励賞も難しい。活動6は賞を与えることでガイドライン自体を認めたことになってしまうため今後悪い影響が出る可能性がある。

委員：

このデザインガイドは、市の都市政策課と協議は出来ているのか。

事務局：

そこは不明だが、活動6は、市の中では観光部局が管轄している。

委員：

市が関わっているのであれば、合意形成はどのように行っているのか。修景は誰が行ったのか。お店には一般財団法人が入っているのか。

事務局：

修景後はカフェとして使用しており、個人の所有物である。

委員：

活動6はどのような団体なのか。

事務局：

道の駅を委託経営している市の第3セクターである。

委員：

A社とはどのような会社か。

委員：

デザイナー、ブランディングとかパッケージデザインをしている。建築や景観はあまりやっていないと思う。これは推測だが、観光から地域ブランディングという話が出てきた際に、建物に関連してこのデザインガイドを作ったのかもしれない。

委員：

御師の家として文化財からの視点が必要になってくるのではないのか。一般の家をこのような形で修景し、町並みをそろえていく場合は、文化的な視点を入れていかなければ見栄えだけ良くしただけであり、文化財としての価値が半減してしまう。経験的にあるのだが、行政が携わるときは注意して進めなければならない。

委員：

時代背景に応じとあり、江戸時代初期から昭和初期とあるが、別で捉えて整理してあるのか。

事務局：

いま経緯を確認している。先ほどの活動7を確認したところ会員数は、平成5年、設立当時24名、平成9年、散歩マップ作成時32名。毎月定例会を実施し、町並みウォッチングを開催し活動している。ホームページに散歩マップを掲載し、町にどういったポイントがあるか情報発信をしている。活動6は現在確認しているので保留としていただき、他の協議をお願いしたい。

委員：

活動6は奨励賞になるかどうかの判断になると思うので、活動賞の選定をしたい。

委員：

活動1、活動8はどうか。

委員：

活動1と活動8はいいと思う。

委員：

活動5と6は落選かと思う。デザインガイドの5ページまではB大の先生が執筆している。それ以降との関係が不明確である。4ページでは赤い屋根の御師の家が載っているが、ガイドラインの中ではダメといている。伝統や歴史をどう踏まえたのかが不明である。

委員：

最初に委員から出た話になるが、来年以降、補助金の活用の有無、無くなれば活動がどのようになるかを確認して貰いたい。応募用紙にもそのことを反映するのはどうか。

委員：

活動資金についても記載欄を設けた方がよい。

事務局：

来年度からは、活動人数、活動年数、活動資金の状況についての記載欄を設けることとする。

委員：

補助金を貰っているから駄目という訳ではなく、その成果やその活動により地域住民などをどれだけ巻き込んでいるかも併せて確認をお願いしたい。

委員：

今後の話であるが、せっかく花を植えているのに、季節毎にポット苗を買ってきて植えているだけでは景観材のような使われ方となってしまう自然環境に馴染まない。植栽の専門家が入って、多様性を持ちながら各季節にちゃんと花が咲くように混ぜて植えるようなものを、植え替えるではなく手入れだけで維持できるようにできれば、地域に馴染む植栽になる。専門家が入っていけば、もっとよくなるかをブラッシュアップしていく必要がある。

委員：

毎年表彰するときに、委員長から講評や選考の際の意見を受賞者に伝えてもらい、次の展開に進んで貰いたい。

委員：

植え替えたりしないとどうなるのか。

事務局：

プランターを用意して季節毎に入れ替える活動をしている。頂いた意見は活動団体に伝えたい。

委員：

専門家を呼びたいときは、県の景観アドバイザーは使えるのか。

事務局：

可能である。活動6の経緯が確認できたので報告したい。文化庁の補助金を使いデザインガイドを作成した。A社の関わりとしては、昨年度、市でまちなみデザインコンペを行ったところ審査員長であったA社の代表者に、デザインガイドの作成をしようとしていると話をしたところ委託することとなった。中味の監修をしているが、市の学芸員や御師の町を研究しているA大の教授にも監修してもらい作成した。

委員：

どのようなコンペか。

事務局：

御師の町とは関係なく、空き家の活用法でのコンペであった。

委員：

市としてどのようにオーソライズされているのか。

事務局：

基本的には活動6の団体が主体で作成した。学芸員の助言や教授の紹介等は市で行った。合意形成は図っていない。

委員：

非常に難しいが、落選でよいか。

委員：

大会でコメントするとき、現地を見てかなり状況を把握したうえであれば良いが、資料だけで決めつけてコメントするのは望ましくない。以前はヒアリングまで行ったうえで助言をした。大会では、簡易的にコメントに留めておき、後日、実質的な助言をすることとし、継続的な支援は状況がわかってからした方がいいと思う。活動2が気になるが、地域の人となにか関わりを持っているのか確認して貰いたい。確認した上で奨励賞か判断をする。この風景を守っている活動があるのか無いのかがポイントかと思う。

事務局：

活動2は景観保全や、地域住民との関わり等について後日確認した上で、ご報告して判断という形を取りたい。

委員：

どの程度地元産を使っているのか、なぜ使っているのか、意識を持って活動しているかがポイントかと思う。

委員：

それでは、活動賞は1、8とし、奨励賞は3、4、7、9とする。2は確認のうえ決定し、5と6は落選とする。

おしゃれな広告物賞について、資料1-4、1-5を事務局が説明後、協議。

委員：

それでは広告物賞と奨励賞を選びたいので皆さんの意見を伺いたい。

委員：

奨励賞から漏れたものは過去にあるか。

事務局：

25年度と27年度にある。

委員：

最低限で基準を守っているだけのものは賞の趣旨からは外れると思う。

事務局：

広告15は、景観保全型広告規制地区として新しく基準が強化されたエリアであり、従前に設置してあるものでも適法であったが、率先して新しい基準に沿って修景をしたものである。

委員：

広告15の建築物にある壁面広告の規制はどうか。

事務局：

建築物の壁面広告物は従前の基準に沿っている。今回は建植広告物のみを修景した。

委員：

「おしゃれな」の言葉の解釈が、もの単体がおしゃれなのか、周りの景観を含めて美しい風景を作ろうというものなのか、選び方が難しい。

委員：

単体ではなく、周辺景観を踏まえてということが審査基準にある。

委員：

賞をとったものがこれから広告物を設置する方の参考となるようなものを表彰したい。

事務局：

大賞及び奨励賞については、ホームページで公表される。

委員：

広告物はどうしても主張して目立たせたいものが多いため、周辺と調和しており、シンプルなものほど評価が高いと思う。

以下、各広告物について協議。

(広告1)

委員：

表彰の対象は広告物でよいか。

委員：

この場合は文字の部分となる。

事務局：

主役は広告物だが、周りの景観との調和も含めて。

委員：

賞をとったものが、おすすめですよと言えるものがよいと思う。

委員：

県で作成した屋外広告物ガイドラインの考え方を準拠させて、審査の参考として判断してもよい。

委員：

のぼり旗が気になるが、今回の対象は壁面の店名でよいか。

事務局：

はい。

(広告2)

委員：

これは建築文化賞をとっているのか。

事務局：

平成23年に受賞している。

委員：

これは部門が違うので、過去に同一功労で山梨県から表彰を受けていないということ
でよいか。

事務局：

はい。

各委員：

良いと思う。

委員：

赤い人型の広告物が少し気になるが。これが沢山あればどうかと思うが。

委員：

これは実際に現場にあるのか。

事務局：

はい。

(広告3)

委員：

これは落選だと思う。

委員：

面積が大きいが適法か。

事務局：

自家用広告物なので設置が可能であり適法である。

委員：

写真を大きく載せているところがあまり好ましくない。

(広告4)

委員：

方向性は良いと思うが、薪をイメージさせるオブジェが実際の薪よりもかなり大きい
ので、もう少し実際の薪と同じようなものであれば良かった。

委員：

入り口ドアにある赤や黄色の貼り紙やのぼり旗が気になる。これも一体での評価とな
る。以前にもあったが、単体の広告物は良かったが、周りに設置している細かい広告物
が多くどうなのかと議論があった。こののぼり旗は基準に合っているのか。

事務局：

敷地の総量の面積で適用除外の範囲である。

委員：

フォントをもっと考えた方が良かった。やはり建物への貼り紙が多い。

(広告5)

委員：

これは落選だと思う。

委員：

これは中味だけ修景したのか。

事務局：

中味を変えたものと照明装置を追加したものがある。

委員：

建物の横の看板は何か。

事務局：

同じ敷地の脇にある看板で、現地を調査した際に撮った写真。周辺の状況が分かるように写真を掲載した。

委員：

このレベルを奨励賞にしてしまうのは。

委員：

今回は落選とする。過去には多く看板があったものを集合化して数を減らしたのなどを評価しているが、今回は中味を変えただけである。

(広告6)

各委員：

とても良いと思う。

(広告7)

委員：

落選だと思う。

委員：

壁面の広告が大きい。色彩は市の案内標識に合わせたようだ。

委員：

奨励賞としては良いと思う。奨励賞のものには、こうすればもっと良くなるなどのポイントを積極的に示してあげるとよい。広告4も奨励賞をあげて助言をしてあげてもっと頑張ってもらえればよい。

委員：

広告4は薪の広告物は掲載するが、貼り紙の多い建物はあまりおすすめできない。

委員：

広告7の場合は、元々ピロティアーがあった建築物をかなり頑張って改装した結果、レストランにしているかと思うが、そのような場合はどのようなコメントをするのか。

委員：

建物の雰囲気は左右されてはいけないと思う。この建物を前提に頑張っていると思う。そうでなければこのような建物の方が応募できない。

委員：

ガイドラインでは植物を積極的に使うよう推奨しているので、鉄骨の階段などにも植物を活かして設置してもらおうなどのアドバイスは出来ると思う。

(広告8)

委員：

これは何屋さんか。

事務局：

パン屋さんである。

委員：

応募された広告物はどれか。

事務局：

建物の壁面広告物である。駐車場の建植広告物は応募したものではない。

委員：

矢印のある広告物は。

事務局：

駐車場への案内看板である。

委員：

さきほどの広告4も条件付きの奨励賞であったが、それと同様に建物の雰囲気や駐車場の広告物へも展開して欲しいなどのコメントを付けるのがよい。

委員：

建物の広告物は確かに良い。

委員：

逆にパン屋さんという感じが分かりにくいところもあるので、商品レイアウトをもう少し変えるとか。

委員：

店のコンセプトなのでこちらではなんとも言えないところもある。

委員：

全体的に落ち着いた雰囲気なので、あと少し頑張ればもっと良くなる。

(広告9)

委員：

先ほど規制に合わせるとの話があったが、修景事業でやっているものがある。これは県の担当者が事業を進めた結果であると思うが、それ以上に何かポイントがあれば説明をお願いしたい。

事務局：

これは県の補助金を受けて実施している。この地域は、条例上はもっと高い広告物の設置が可能だが、地域のまちづくり委員会で自主ルールを作り、高さや色の数を抑えた

広告物の設置を目指している地域である。確かに補助金は出ているが、この事業者は率先してそのルールを実行した。

委員：

看板の面積の上限は。

事務局：

1枚あたり4m²としている。

委員：

建築物の壁面広告物や建植広告物も撤去しているのか。

事務局：

そうである。

委員：

一生懸命やっているのよと思う。

(広告10)

委員：

どれが応募された広告物か。

事務局：

写真について説明。

委員：

花は植えてきれいに植えている。広告物は良いと思うが、入り口部分をどう考えるか。

委員：

落選かと。これを良い事例で出すには少し躊躇する。

委員：

この住宅街においては主張しすぎなところがある。

委員：

広告物なので主張してもよいとは思いますが、主張の形としてどうかと思う。

事務局：

周辺景観への配慮も審査基準となる。

(広告11)

委員：

資料が応募写真と違うが。

事務局：

応募写真は道標しかなかったなので、あらためて現地調査に行った際の写真を添付している。応募は道標5枚である。

委員：

建物本体の広告物を応募しない理由は、何か他で賞をとっているからか。

事務局：

他で賞はとっていない。

委員：

道標であればこんなに設置する必要はない。

委員：

敷地内の広告物は良い。

委員：

道標だけであれば落選かと思う。

委員：

このお店は行ったことがあるが、インターネットの口コミの評判が良い。今は口コミで広まっていく時代であり、ナビで行くことができる。昨年度も応募があったが、一部違反があったため、取り下げとなった。今年度は全てが適法となり、改めて応募してきたものである。それで今回、道標を応募してきたと思われる。

委員：

やはり道標が多すぎる。

委員：

広告物はやはり出して安心というところがあり、地域の人たちがそこからどう脱却するかがテーマで、例えば自分たちがヨーロッパのぶどう園を見たときに景色を見て感動するが、それが自分たちの地域もそれと同様に、飲食店であれば味で勝負するとなればよいが、自信を持ってないところで看板に逃げるとというのが負のスパイラルである。目立たなければ駄目だと。地道にやっている取組みとして、目立つからお店に入りたいのではなくて、お店の雰囲気の方が大事で、こういった店構えを見れば探しても行きたくなるということをオーナーの方たちに伝える取組みをまだまだ行う必要がある。それをこの賞でもっとやっていくべきである。

委員：

ではこれは落選とする。

委員：

応募者にコメントをしっかりと伝えて欲しい。

(広告12)

各委員：

これは良いと思う。

委員：

この道の写真は何か。

事務局：

これはお店の周辺がわかるよう添付した写真である。

委員：

このような地域の中にこの広告物があるということで良いと思う。

(広告13)

委員：

これは普通の看板かと思う。奨励するほどではない。

委員：

デザイン的には普通で先進性はない。悪くはないが。

委員：

悪くはないが、奨励賞まではいかない。

(広告14)

委員：

これも規制がかかったからやったのであれば。

委員：

別の形で報告をしてはどうか。これからも増えてくると思うので。

事務局：

元の広告物は規制が強化されたからといって違法になった訳ではなく、次に広告物を更新するまでは認められているものを率先して新しい基準に沿った形に修景したものである。

委員：

袖看板も規制がかかって駄目になったのか。

事務局：

新しい基準でも袖看板は認められているので駄目ではない。

委員：

基準以上のことをやっており、袖看板や建植看板を撤去したことは評価できる。一番分かり易い奨励パターンだと思う。お店のコンセプトが入ってくると評価しづらいが、このような事例は分かり易い。

委員：

では、奨励賞ということで。

(広告15)

各委員：

これは落選でよいと思う。

委員：

それでは、おしゃれな広告物賞を決めたい。

委員：

広告6は良い。

委員：

広告12。

委員：

駐車場の広告物が大きいところが少し気になるが、のぼり旗は良い例だと思うので良いと思う。

委員：

広告9はどうか。

委員：

これも分かりやすい事例だと思う。

委員：

賞のコメントとして、補助事業で行ったものと規制がかかって行ったものを分かるように伝えると良い。

事務局：

補助は広告9、14、15で行っており、規制は広告14、15で強化されている。

委員：

広告2はやはり赤い看板が気になるか。雰囲気がとても良いと思うが。

委員：

この赤は色の使い方として悪くないと思う。お客様を効果的に限られた色を使って引き込む方法として良いデザインだと思う。

委員：

あと高い位置にある訳ではないことも評価できる。目線で誘っているところなど。

委員：

では、広告12も入れるということで。

事務局：

確認だが、広告2、6、12をおしゃれな広告物賞、奨励賞は広告4、7、8、9、14とし、それ以外（広告1、3、5、10、11、13、15）は落選でよいか。

各委員：

よい。

(2) 第1回美しい県土づくり推進委員会において各委員からいただいた意見について資料2-1、2-2について、事務局が説明。

委員：

時間の都合もあるので、また引き続きご意見を頂ければと思う。

委員：

一点だけ。前回、桃畑のシルバーの話をしたかと思うが、言い忘れたことがある。葡萄の傘のことである。昔からのテーマであるが、処理する人はするが、しない人はそのままである。葡萄の傘紙もテーマに入れてもらいたい。農家の人はゴミの認識がない。

事務局：

承知した。

(3) 山梨県公共事業景観形成ガイドラインについて

資料3-1、3-2について、事務局が説明。

委員：

今年度に素案を作り、来年度に予算要求するということによいか。いつまでに案を作るのか。

事務局：

予算要求用のものは別として、1月末に次回の推進委員会を開催したいと考えているので、北村委員長、大山委員に相談させて頂き骨子案をまとめたうえで、次回の推進委員会で皆様の意見を伺いたい。

委員：

骨子案は目次程度まで作るのか。本日配付されたものぐらいでよいのか。

事務局：

ポイントを記載したもので、もう少し詳しいものを作りたいと思う。

委員：

最終的に公共物としてどのようなものができるかという事を想定しているかによるが、防護柵やベンチなどは良いものを選べば終わりになってしまう。最終的に形を決める以前に検討すべきことはあるので、それぞれの段階で景観検討が入れられるようなガイドラインの作りにした方がよい。

委員：

景観検討のプロセスみたいなものか。

委員：

国が作っている景観検討システムがある。それは周囲の景観を理解してどのように設計をするのか考えるプロセスになっている。そのようなものも参照するとよいと思う。

委員：

これからの時代は公共施設の使い方についても入れる必要があると思う。規制緩和が進み、道路や河川や公園を使っている。公共空間の使い方、人を入れる。公共空間は使うことが大事なので、そのようなことを章立てして入れるべきだと思う。山梨県でどれくらいやっているか分からないが、事例を集めて、なぜそれが出来たのか、その仕組みを説明して、その運用を考えるような章立てが良い。その中には維持費を収益から出している施設もある。

委員：

ガイドラインは随分前から沢山作っている。その中の反省はガイドラインに書いてあることをそのままやればよいと思ってしまうところである。そうではなくて、よく考えることの方が大事である。結果的にはよく考えてねというガイドラインになってしまうが、それではあまりよく分からなくなってしまう。山梨県の悪い事例も載せられると本当はよい。

委員：

何が良いか分からせることも大事だが、何が悪いかも分からせることが大事だと思う。
静岡県のガイドラインは沢山悪い事例も載せている。

事務局：

静岡県の公共事業における景観配慮の指針にある事例（カエルをモチーフにデザインされた赤い橋）を紹介。

委員：

この事例は本当に駄目なのかはよく考える必要がある。30年くらい経っているが、モニュメントとして地域に根付いてしまう場合もある。

委員：

ここは観光名所になっている。そうなると生き方の問題となってしまう。

(4) 今後の予定について

資料4-1について、事務局が説明。委員の出席を確認。

次回の推進委員会を1月下旬に行うことについて説明。後日日程調整を行う。

事務局により閉会。

以上